事務所通信　No.306　　令和３年４月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649(代)

同一労働同一賃金

令和３年４月１日より、中小企業にもパートタイム・有期雇用労働法が適用されます。

◇同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されています。事業主は、正社員と短時間労働者・有期雇用労働者の働き方の違いに応じて、均衡な待遇(均等な待遇)の確保を図るための措置を講じなければなりません。

◇均衡待遇とは？(不合理な待遇差の禁止)◇

①職務内容※　②職務内容・配置の変更の範囲③その他の事情の違いに応じた範囲内で、待遇を決定する必要があります。

◇均等待遇とは？(差別取扱いの禁止)◇

①職務内容※　②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合、待遇について同じ取扱いをする必要があります。

※職務内容とは、業務の内容及び責任の程度をいいます。

同一賃金同一労働 ガイドラインの概要



基本給

①職業経験・能力に応じて、②業績・成果に応じて、③勤続年数に応じて支給するなど、それぞれの趣旨・性格に照らして、**実態に違いがなければ同一の、違いがあれば違いに応じた支給をしなければならない。**

賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、**同一の貢献には同一の、違いがあれば違いに応じた支給をしなければならない。**

各種手当

役職手当▶役職の内容に対して支給するものについては、**同一の内容の役職には同一の、違いがあれば違いに応じた支給をしなければならない。**

特殊作業手当（業務の危険度・作業環境に応じて支給）
特殊勤務手当（交替制勤務等に応じて支給）
精皆勤手当（業務の内容は同一）
時間外（通常の労働者と同一の時間外労働）・**休日・深夜労働手当の割増率**
通勤手当・出張旅費
食事手当（労働時間の途中に食事休憩時間がある場合）
単身赴任手当（同一の支給要件）
地域手当（特定地域での勤務に対する補償）

▶**同一の支給をしなければならない。**

福利厚生・教育訓練

福利厚生施設（食堂・休憩室・更衣室）**の利用、慶弔休暇等▶同一の利用・付与を行わなければならない。**

教育訓練（現在の職務に必要な技能・知識習得のためのもの）**▶同一の職務内容であれば同一の、違いがあれば違いに応じた実施を行わなければならない。**

◇定年後に継続雇用された有期労働者の取扱い

定年後に継続雇用された有期労働者についてもパート・有期労働法が適用されます。

定年後に継続雇用された者であることは、待遇差が不合理か否かの判断にあたり、その他の事情として考慮され得ます。(様々な事情が総合的に考慮されて、待遇差が不合理であるか否かが判断されます)。したがって、定年後に継続雇用された者であることのみをもって直ちに待遇差が不合理ではないと認められるわけではありません。

(参考事例：長澤運輸事件)

詳しくは、厚生労働省ホームページ同一労働同一賃金ガイドラインをご覧下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html



［ 今月号の記事担当 ： P1.2/平野聖士 ＊ P3.4/篠田昇 ］

◇ 雇 用 調 整 助 成 金 ◇

全国の緊急事態宣言が解除され、今後の雇用調整助成金の取扱いが公表されました。

〇現行（４月末まで）の特例措置

日額上限：１５，０００円 （１日１人あたり）

助成率：最大１０/１０ （中小企業）

最大３/４ （大企業）

〇５月～６月の特例措置

・原則的な措置を段階的に縮減

日額上限：１３，５００円 （１日１人あたり）

助成率：最大９/１０ （中小企業）

・感染拡大地域特例、および全国で特に業況が厳しい企業

日額上限：１５，０００円 （１日１人あたり）

助成率：最大１０／１０（中小企業・大企業）

〇７月以降の特例措置

雇用情勢が大きく悪化しない限り、更に縮減

※緊急雇用安定助成金は、令和３年４月３０日で終了しますのでご注意ください。

◇ 大 卒 等 求 人 受 付 開 始 ◇

２月１日より大学(院)・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門学校)・職業能力開発施設(高卒２年課程)卒業予定者を対象とした求人受付が開始されています。

(ハローワークの公開は４月１日から)

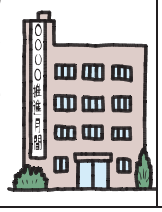
※中学校･高校卒業予定者の求人については６月１日より受付開始予定となっております。

早期の手続きがよりよい人材確保につながります。当事務所でも求人票を作成致しますので、お申し付け下さい。

◇ 労 働 保 険 年 度 更 新 ◇

労働保険の年度更新の時期になりました。

令和２年４月から令和３年３月までの賃金台帳及び建設の事業につきましては、元請金額等の資料をお願い致します。



◇金属アーク溶接等作業について◇

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定科学物質障害予防規則等を改正し、新たな告示を制定しました。これにより、金属アーク溶接等作業について、健康障害防止措置が義務付けられます。改正政省令・告示は、令和３年４月１日から施行・適用します。

※溶接ヒュームについての内容は、換気装置による換気等呼吸用装具の使用、掃除等の実施、特定科学物質作業主任の選任、特定化学物質健康診断の実施等、その他必要な措置が詳しく厚生省ホームページに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000654441.pdf



◇ 新 人 ス タ ッ フ の ご 紹 介 ◇

３月１日から篠田パートナーズ事務所に入所しました **一志 巧(いっし たくみ)** と申します。

▲前職では、出身である村上市で保険営業の仕事に携わっておりました。

▲今回ご縁があり、以前から関心のあった労務の専門知識を身に付けたいという思いからこちらに入所させていただくことになりました。

▲趣味はカラオケや美味しいものを食べることで私の大切なストレス解消の一環となっております

新発田については、まだあまり馴染みのない場所なのでいろいろな方との出会いや色々な名所、お店を巡りながら見聞を広めていきたいと思っています。1日でも仕事を早く覚え、皆様のお役に立てるスタッフになれるよう日々努力していきたいです。

何卒宜しくお願い致します。

一志 巧



■ 拾い読みの読書

人新世（ひとしんせい）の「資本論」

著　者／ 斎藤　幸平

出版社／　集英社新書　　1,020円＋税

【人新世】人類が地球を破壊し尽くす時代

P4　かつて、マルクスは、資本主義の辛い現実が引き起こす苦悩を和らげる「宗教」を「大衆のアヘン」だと批判した。ＳＤＧｓはまさに「大衆のアヘン」である。アヘンに逃げ込むことなく、直視しなければならない現実は、私たち人間が地球のあり方を取り返しのつかないほど大きく変えてしまっているということだ。・・・人類の経済活動が地球に与えた影響が余りにも大きいため、ノーベル化学賞受賞者のパウル・クルッツェンは地質学的に見て、地球は新たな年代に突入したと言い、それを「人新世」と名付けた。人間たちの活動の痕跡が、地球の表面を覆いつくした年代という意味である。

P30　先進国は、グローバル・サウスを犠牲にして「豊かな」生活を享受している。・・もう一方の本質的側面、それが地球環境である。資本主義による収奪の対象は周辺部の労働力だけでなく、地球環境全体なのだ。資源、エネルギー、食料も先進国との「不等価交換」によってグローバル・サウスから奪われてゆくのである。・・そして、このような社会システムが、無限の経済成長を目指せば、地球環境が危機的状況に陥るのは、いわば当然の帰結なのである。

P142　グローバルな公正さというのは、抽象的で、偽善的な人道主義ではない。他者を切り捨てる前に、他者の立場に立ち、明日は我が身だということを想像してほしい。最終的に自分自身が生き延びるためにも、より公正で、持続可能な社会を志向する必要があるのだ。それが、最終的には人類全体の生存確率も高めることになる、それゆえ、生存の鍵となるのは「平等」である。

■ 拾い読みの読書　Ⅱ

君は、何のために「働く」のか

絶対に後悔しない働き方、幸せになれる働き方

著　者／　渋沢栄一　　編・解説　竹内均

出版社／　三笠書房　　1,400円＋税

P59　古人の言葉にも、「成敗（せいばい）をもって英雄を論ずることなかれ」とある。・・・成功失敗という点に執着せず、まず人間の本分を尽くすことを目的とし、自分の行動に少しのやましさもないようにすることを心がけて仕事をしてもらいたい。

P62　ビジネスパーソンに必要な、基本中の基本スキル・・「実務処理能力」「健全な精神」「七つの素養」①実直であること　②勤勉精励であること　③着実であること　④スピーディーであること　⑤温厚であること　⑥規律を重んじること　⑦忍耐力があること

P169　金に対して警戒すべきは、乱費と同時に吝嗇（りんしょく）である。よく集めることを知っていても、良く散じることを知らなければ結局は守銭奴となりはてる。

P189　人間が世に立つ場合、知識才能を備え、人に親切に接していればそれで十分かと言うともう一つ必要なことがある。それは忍耐である

■ 絵手紙通信



長い冬が終わり、春を発見！！

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (306号)

■ 互いの幸せ (R3.3.9)

▲従業員に誠実に一生懸命働いて成果を出して欲しいと経営者は思い、従業員も本人なりに一生懸命やっていると言うものの、能力不足問題や問題行動の相談が後を絶たない。

▲対処策として、今求める役割、行動レベル、成果を再確認した上で、将来的に目指すべき道筋を示して指導、教育を試みてはとお薦めする。

▲例えば、業務遂行のレベルの物差しの、①言われたことも実行しない　②言われたことしかしない。また、負い込まれないと実行しない　③言われなくても実行するが応用が十分に利かない　④与えられた役割を確実に実行し、「類似の事案」に臨機応変に応用する　⑤理念達成に向けて自己判断力と成果責任を念頭に、いちいち上司が確認をしなくても、現状把握、目標設定、計画遂行、課題対応、業務改革を的確に実行する　⑥その上に未来を展望し、先見的で有効性のある新たな発想の業務を立案・実行し、画期的な成果を創造する６つの中で、①②は問題外として、③は早々にクリアし、④から⑤へと高め、将来は⑥を目指すことの価値を伝え、奮起を求めるものである。

▲その上で、「我慢力（克己(こつき)力）」と「想像力」を基盤に、上手く仕事をやり抜くコツ・・「仕事の知識・技術力」と「人間力（人として、しなければならないことは実行する。してはならないことはしない力）」を徹底的に磨くことを教え、支援、指導してみてはどうかと。

▲経営者自らが実践することは言うまでもなく、それでもなお改善出来ないときは別の道を薦めるのも互いの幸せかも知れない。

■ 社風 (R3.3.16)



▲ホテル主催の「日本酒カレッジ」の後、ほろ酔い気分で新潟の寓居に辿り着き、風呂が沸くまでワインでも飲もうかと栓を開けたが、給湯完了のチャイムが聞こえないままボトル半分以上を飲み干したところで風呂の異常に気がついた。

▲10日前の福島沖地震の揺れでガスの安全装置が働いたかと元栓を確認しても異常なし。困り果ててガス会社の夜間相談センターに電話し、コンロが点火することを確認させられた後、リモコンに表示された数字を聞かれ「140」と伝えると、即座に過熱防止装置が作動していて修理が必要との見立てで、担当窓口の電話番号と翌朝８時30分の業務開始時刻を告げられた。

▲８時30分丁度に電話すると、修理の者を訪問させるが生憎の祝日で人員が限られ、調整して連絡するとのことだったが、10分後に午前の予定を済ませ午後１時に訪問させるとの連絡があった。

▲午後１時丁度、ガス・ショップ店長の名刺を持った修理担当者が来訪し、給湯器カバーを外し故障個所を確認。このマンションは築13年で寿命による故障が相次いでいると交換を薦められた。

▲風呂にも入れず床暖房も使えずは懲り懲りと、その場で交換を依頼し、品薄の給湯器が入荷した３週間後に約束の時間丁度に到着したガスショップ店長等の手で無事工事が完了した。

▲この出来事で、夜間相談センターの男性担当者の丁寧で落ち着いた対応、翌朝のガス会社女性担当者の迅速でスマートな対応。そして、約束の時間を遵守し、適宜連絡を欠かさなかったガスショップ店長に、このガス会社の社風を感じた。我が事務所も見習わなくてはならない。